

告示

埼玉県告示第四百四十二号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	調査を行った地区	認証
ときがわ町	平成二十八年度	地籍図七十三枚	大附一地区（大	平成三十一年
	平成二十九年度	地籍簿一冊	字大附の一部）	二月十八日